

多良木町第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート【区分①：自立支援、介護予防、重度化防止】

市町村名	取組テーマ	第7期目標				H30年度(2018年度)実績			
		目標設定時点における現状と課題	具体的な取組	目標	計画記載ページ	実施内容	目標達成状況・自己評価	課題 (目標の達成状況に関する理由や原因等)	課題に対する改善策 (R元(2019)年度以降)
多良木町	①健康づくり・介護予防	<p>・高齢者人口は2010年以降増加傾向にあり、2020年にピークに達する見込み。</p> <p>・それ以降は高齢者人口は減少に転じるが、後期高齢者人口は引き続き増加傾向で、2030年にピークに達する見込みであり、重介護者の増加に伴う介護給付費の高止まりと被保険者の介護保険料の負担増が予想されるため、要介護状態に至らないための介護予防の取組が重要。</p> <p>・「介護予防・日常生活圏ニーズ調査」の結果によると、地域住民の有志によっていきいきした地域づくりを進めることに参加者又は企画・運営側として参加したいと考えている高齢者が多いことが分かった。</p> <p>・しかし、現状では参加できる集いの場がなく、活動したいと考えている高齢者の意欲やモチベーションの低下が懸念される。</p> <p>・以上のことから、介護予防の取組と地域づくりの活動の場として「住民主体の通いの場」づくりが必要と考える。</p>	<p>高齢者の地域活動への参加、自主的な企画・運営を促進し高齢者の介護予防につなげるために住民主体の通いの場の立ち上げを推進する。</p>	<p>第7期計画期間中、平成30年度に3カ所、平成31年度に3箇所、平成32年度に4箇所の「住民主体の通いの場」立ち上げを支援する。</p>	P54,83	<p>・近隣町村の実施状況の聞き取り等を実施。</p> <p>・民生委員、老人会、サロン代表者それぞれの会議の場で説明を実施。</p> <p>・地域住民対象の説明会を8地区で開催。</p>	<p>・住民主体の「通いの場」(週1回開催)の新規立ち上げ：3箇所</p> <p>・住民主体の「通いの場」(不定期開催)の新規立ち上げ：1箇所</p>	<p>・新規立ち上げにあたり説明会を実施したが、介護予防効果の認識不足と既存サロンのマンネリ化(開催頻度は月1回程度)から、週1回以上の開催に抵抗を感じている地区がある。</p> <p>・興味関心があっても週1回という開催頻度に抵抗感があるため年に数回程度という不定期開催にとどまった地区があった。</p>	<p>・介護予防効果を根気強く周知していく(地区に向向いての説明、広報、回覧等を活用した周知)。</p> <p>・担い手の育成・確保を図るため、すでに取り組んでいる介護予防サポーター養成事業の一層の推進を図る。</p> <p>・リーダー役(もしくはリーダー役になる可能性の高い方)を含めて近隣町村で行われている交流会等の視察を行い、ノウハウや成果を実際に感じていただく。</p>
多良木町	⑥その他	<p>・本町の受給率について、施設サービスの受給率が全国・県平均より大幅に高く、居住系サービスについても県平均を上回っている状況。</p> <p>・あわせて在宅サービスの受給率も近隣自治体の中でも上位に位置し、中でも通所系サービス、ショートステイの受給率が高い状況にあり、介護施設と専門職からのサービスに頼った介護状況となっており、給付費の増加の要因となっている。</p> <p>・近年、在宅での介護負担の増大により介護者からの虐待または虐待と疑わしいケースが増加傾向にある。</p> <p>・在宅で介護をされている家族に対し、定期的な介護教室の開催、家族介護者同士の交流の場の提供を行い、負担軽減・不安解消を推進することが必要と考える。</p>	<p>家族介護者交流事業(家族介護教室の開催)</p>	<p>第7期計画期間中、家族介護教室を開催し、参加者の増加(H30:10人、H31:15人、H32:20人)を図る。</p>	P69,83	<p>・8月から3月にかけて全9回の家族介護者教室を実施。</p> <p>・3月に交流会を兼ねた介護者教室を企画。2月に町内回覧を行い、3月5日に実施。</p>	<p>・全9回の家族介護者教室参加者数18名</p> <p>・3月5日実施家族介護者教室参加者数17名</p> <p>・目標に掲げた参加数を上回り、目標を達成することができた。</p>	<p>・要介護度の高い高齢者を介護している家族は自宅を離れることが難しいため、教室への参加が困難となる場合がある。</p> <p>・上記より、真に介護負担の大きい家族介護者を抽出できているかの把握が不完全。</p>	<p>・定期的な介護者教室の開催を継続し、随時参加可能な体制とし、参加しやすい状況を作る。参加者の増加を図るため、広報・回覧の活用、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターへ周知についての協力を要請する。</p>

多良木町第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート【区分①：自立支援、介護予防、

市町村名	取組テーマ	第7期目標				R元年度(2019年度)実績				
		目標設定時点における現状と課題	具体的な取組	目標	計画記載ページ	実施内容	目標達成状況・自己評価	達成度合	課題 (目標の達成状況に関する理由や原因等)	課題に対する改善策 (R2(2020)年度以降)
多良木町	①健康づくり・介護予防	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口は2010年以降増加傾向にあり、2020年にピークに達する見込み。 ・それ以降は高齢者人口は減少に転じるが、後期高齢者人口は引き続き増加傾向で、2030年にピークに達する見込みであり、重介護者の増加に伴う介護給付費の高止まりと被保険者の介護保険料の負担増が予想されるため、要介護状態に至らないための介護予防の取組が重要。 ・「介護予防・日常生活圏ニーズ調査」の結果によると、地域住民の有志によっていきいきした地域づくりを進めることに参加者又は企画・運営側として参加したいと考えている高齢者が多いことが分かった。 ・しかし、現状では参加できる集いの場がなく、活動したいと考えている高齢者の意欲やモチベーションの低下が懸念される。 ・以上のことから、介護予防の取組と地域づくりの活動の場として「住民主体の通いの場」づくりが必要と考える。 	<p>高齢者の地域活動への参加、自主的な企画・運営を促進し高齢者の介護予防につなげるために住民主体の通いの場の立ち上げを推進する。</p>	<p>第7期計画期間中、平成30年度に3カ所、平成31年度に3箇所、平成32年度に4箇所の「住民主体の通いの場」立ち上げを支援する。</p>	P54,83	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣町村の実施状況の聞き取り等を実施。 ・民生委員、老人会、サロン代表者それぞれの会議の場で説明を実施。 ・地域住民対象の説明会を3地区で開催。 	<p>・住民主体の「通いの場」（週1回開催）の新規立ち上げ：2箇所</p>	○	<ul style="list-style-type: none"> ・新規立ち上げにあたり説明会を実施したが、既存サロンの運営もあり（開催頻度は月1回程度が多い）、興味関心があっても、週1回以上の開催に抵抗を感じている地区が多い。 ・公民館等で実施する場合、畳敷きの施設が多く、椅子が無い、または座敷椅子しかないため、体操を行う上での障害となっている。 ・リーダー役（担い手）の不足。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防効果を根気強く周知していく（地区に向いての説明、広報、回覧等を活用した周知）。 ・担い手の育成・確保を図るため、すでに取り組んでいる介護予防サポーター養成事業の一層の推進を図る。 ・リーダー役（もしくはリーダー役になる可能性の高い方）を含め近隣町村で行われている交流会等の視察を行い、ノウハウや成果を実際に感じていただく。 ・新規立ち上げの際の備品等の購入に対する助成及び継続のための運営費補助制度の導入を検討する。
多良木町	⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の受給率について、施設サービスの受給率が全国・県平均より大幅に高く、居住系サービスについても県平均を上回っている状況。 ・あわせて在宅サービスの受給率も近隣自治体の中でも上位に位置し、中でも通所系サービス、ショートステイの受給率が高い状況にあり、介護施設と専門職からのサービスに頼った介護状況となっており、給付費の増加の要因となっている。 ・近年、在宅での介護負担の増大により介護者からの虐待または虐待と疑わしいケースが増加傾向にある。 ・在宅で介護をされている家族に対し、定期的な介護教室の開催、家族介護者同士の交流の場の提供を行い、負担軽減・不安解消を推進することが必要と考える。 	<p>家族介護者交流事業（家族介護教室の開催）</p>	<p>第7期計画期間中、家族介護教室を開催し、参加者の増加（H30：10人、H31：15人、H32：20人）を図る。</p>	P69,83	<ul style="list-style-type: none"> ・5月から9月にかけて全9回の家族介護者教室を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全9回の家族介護者教室参加者数19名 ・3月に家族介護者教室（交流会）を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、開催を見送った。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護度の高い高齢者を介護している家族は自宅を離れることが難しいため、教室への参加が困難となる場合がある。 ・上記より、真に介護負担の大きい家族介護者を抽出できているかの把握が不完全。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な介護者教室の開催を継続し、随時参加可能な体制とし、参加しやすい状況を作る。参加者の増加を図るため、広報・回覧の活用、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターへ周知についての協力を要請する。

多良木町第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート【区分①：自立支援、介護予防、

市町村名	取組テーマ	第7期目標				R2年度(2020年度)実績				
		目標設定時点における現状と課題	具体的な取組	目標	計画記載ページ	実施内容	目標達成状況・自己評価	達成度合	課題 (目標の達成状況に関する理由や原因等)	課題に対する改善策 (R3(2021)年度以降)
多良木町	①健康づくり・介護予防	<p>・高齢者人口は2010年以降増加傾向にあり、2020年にピークに達する見込み。</p> <p>・それ以降は高齢者人口は減少に転じるが、後期高齢者人口は引き続き増加傾向で、2030年にピークに達する見込みであり、重介護者の増加に伴う介護給付費の高止まりと被保険者の介護保険料の負担増が予想されるため、要介護状態に至らないための介護予防の取組が重要。</p> <p>・「介護予防・日常生活圏ニーズ調査」の結果によると、地域住民の有志によっていきいきした地域づくりを進めることに参加者又は企画・運営側として参加したいと考えている高齢者が多いことが分かった。</p> <p>・しかし、現状では参加できる集いの場がなく、活動したいと考えている高齢者の意欲やモチベーションの低下が懸念される。</p> <p>・以上のことから、介護予防の取組と地域づくりの活動の場として「住民主体の通いの場」づくりが必要と考える。</p>	<p>高齢者の地域活動への参加、自主的な企画・運営を促進し高齢者の介護予防につなげるために住民主体の通いの場の立ち上げを推進する。</p>	<p>第7期計画期間中、平成30年度に3カ所、平成31年度に3箇所、平成32年度に4箇所の「住民主体の通いの場」立ち上げを支援する。</p>	P54,83	<p>・民生委員、老人会、サロン代表者それぞれの会議の場で説明を実施。</p> <p>・地域住民対象の説明会を2地区で開催。</p>	<p>・住民主体の「通いの場」（週1回開催）の新規立ち上げ：1箇所</p>	×	<p>・新規立ち上げにあたり説明会を2丁目地区で実施したが、実際に立ち上がったのは1地区のみとなった。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策により、通いの場はもとより、サロンや会議、地区の総会等悉く中止となってしまったため、普及啓発の機会も著しく減少することとなった。</p> <p>・公民館等で実施する場合、畳敷きの施設が多く、椅子が無い、または座敷用の低い椅子しかないため、体操を行う上での障害となっている。</p> <p>・リーダー役（担い手）の不足。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた対応を念頭に感染対策を十分に行ったうえで体操等の実施呼びかけ、タイミングを見計らった立ち上げ支援を実施する。</p> <p>・百歳体操を実施するために必要な資器材（錘、椅子、テレビ、DVDプレーヤー等）を購入し、それらを必要とする地区等に貸出しを行う。</p>
多良木町	⑥その他	<p>・本町の受給率について、施設サービスの受給率が全国・県平均より大幅に高く、居住系サービスについても県平均を上回っている状況。</p> <p>・あわせて在宅サービスの受給率も近隣自治体の中でも上位に位置し、中でも通所系サービス、ショートステイの受給率が高い状況にあり、介護施設と専門職からのサービスに頼った介護状況となっており、給付費の増加の要因となっている。</p> <p>・近年、在宅での介護負担の増大により介護者からの虐待または虐待と疑わしいケースが増加傾向にある。</p> <p>・在宅で介護をされている家族に対し、定期的な介護教室の開催、家族介護者同士の交流の場の提供を行い、負担軽減・不安解消を推進することが必要と考える。</p>	<p>家族介護者交流事業（家族介護教室の開催）</p>	<p>第7期計画期間中、家族介護教室を開催し、参加者の増加（H30：10人、H31：15人、H32：20人）を図る。</p>	P69,83	<p>・1月から3月にかけて全7回の家族介護者教室を実施。</p>	<p>・全7回の家族介護者教室参加者数6名</p> <p>・3月に家族介護者教室（交流会）を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、開催を見送った。</p>	×	<p>・新型コロナウイルス感染症対策により実施回数も減となり、イベント等への参加自粛ムードもあり参加者が伸びなかった。</p> <p>・要介護度の高い高齢者を介護している家族は自宅を離れることが難しいため、教室への参加が困難となる場合がある。</p> <p>・上記より、真に介護負担の大きい家族介護者を抽出できているかの把握が不完全。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた対応を念頭に感染対策を十分に行ったうえで教室等を実施する。</p> <p>・参加者の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染状況やワクチン接種の進捗状況を確認しつつ、広報・回覧の活用、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターへ周知についての協力を要請する。</p>

多良木町第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート【区分②：介護給付費等費用の適正化】

取組テーマ	取組目標	第7期計画における数値目標	H30年度(2018年度)実績					R元年度(2019年度)実績							
			点検件数等(分子)	点検対象件数等(分母)	達成率(%)	実施内容	課題(目標の達成状況に関する理由や原因等)	課題に対する改善策(R1(2019)年度以降)	点検件数等(分子)	点検対象件数等(分母)	達成率(%)	達成度合	実施内容	課題(目標の達成状況に関する理由や原因等)	課題に対する改善策(R2(2020)年度以降)
ケアプラン点検	①課題整理総括表を活用したケアプランの点検	点検率 5%	39	149	26.2%	・新規申請のプラン ・更新申請、区分変更申請で介護度が変更となったプラン	・総括表を活用する事業所に偏りがみられる。 ・CMによっては既存のケアプラン作成と訪問等業務で忙殺され総括表作成まで至らないという意見もある。	・地域包括支援センターの主任CMと連携し、課題整理総括表の活用に向けた研修会を実施する。	19	113	16.8%	◎	・新規申請のプラン ・更新申請、区分変更申請で介護度が変更となったプラン	・総括表を活用する事業所に偏りがみられる。 ・CMによっては既存のケアプラン作成と訪問等業務で忙殺され総括表作成まで至らないという意見もある。	・地域包括支援センターの主任CMと連携し、課題整理総括表の活用に向けた研修会を継続実施する。
ケアプラン点検	②地域ケア会議等を活用したケアプランの点検	点検月数 12月	12	-	-	・要支援及び総合事業対象者のケアプラン	・主に総合事業のサービス利用が適切かどうかを主眼に置いて行っているが、現行相当の利用となるケースが多く、自立に向けた点検まで至らないケースがある。	・自立支援の観点に基づいたケアプランの確認 ・多様なサービスの拡充、介護保険制度外のサービスの創設	12 (点検数：150)	-	-	◎	・要支援及び総合事業対象者のケアプラン	・概ね週1回の頻度で毎月会議を開催しており、点検を実施する体制としては目標を達成している。弊害として1回当たりの点検件数が多く、業務負担が大きくなっている。	・毎月の点検ができており、1回当たりの点検件数を調整しながら、今後も継続して点検を行う。
ケアプラン点検	③サービス付高齢者住宅及び住宅型の有料老人ホーム入居者のケアプランの点検	点検率 5%	18	34	52.9%	・高齢者向け住まい入居者で要介護(支援)認定者のケアプラン	・入居者が利用している居宅介護支援事業所の把握と入居者を随時把握することが困難。	・入居者一覧等を提出させる等、定期的に入居状況の確認を行い、入居者の介護度や居宅介護支援事業所の把握を行う。	12	54	22.2%	◎	・高齢者向け住まい入居者で要介護(支援)認定者のケアプラン	・入居者を随時把握すること、入居者が利用している居宅介護支援事業所の把握が困難。	・入居者一覧等を提出させる等、定期的に入居状況の確認を行い、入居者の介護度や居宅介護支援事業所の把握を行う。
住宅改修の点検	住宅改修の施行前点検	点検率 100%	38	38	100.0%	・住宅改修の希望があった場合、事前申請書の提出を依頼し、適正な改修が行えるよう現地にて町、CM、PT等の専門職合同で事前に点検を行う。	・点検者(担当者)の負担が大きくなる傾向にある(知識・経験が必要なことから、初任者では適切な点検に結びつかないケースがある)。	・過去の事例を用いた検証を行う等の研修の実施(近隣自治体の担当者や包括支援センター職員、CM等との勉強会等)	39	39	100.0%	◎	・住宅改修の希望があった場合、事前申請書の提出を依頼し、適正な改修が行えるよう現地にて町、CM、PT等の専門職合同で事前に点検を行う。	・点検者(担当者)の負担が大きくなる傾向にある(知識・経験が必要なことから、初任者では適切な点検に結びつかないケースがある)。	・過去の事例を用いた検証を行う等の研修の実施(近隣自治体の担当者や包括支援センター職員、CM等との勉強会等)
住宅改修の点検	専門職による点検体制の構築	点検率 10%	38	38	100.0%	・建築専門職、リハビリテーション専門職による住宅改修の施工前点検を行う。関係者の中に専門職がない場合は町より地域密着リハ等に依頼し点検を行う。	・地域密着リハ等への依頼方法や経費負担の面で調整が不十分。	・地域密着リハと詳細についての協議を行い、基準を明確にする。経費が発生する場合予算化を検討する。	39	39	100.0%	◎	・建築専門職、リハビリテーション専門職による住宅改修の施工前点検を行う。関係者の中に専門職がない場合は町より地域密着リハ等に依頼し点検を行う。	・点検体制が確立されており、概ね目標は達成できている。	・申請があった都度点検を行っており、引き続き専門職と連携して点検を行う。
医療情報突合・縦覧点検	医療情報突合の実施	全月分点検	12	-	-	・国保連のデータを活用して介護報酬の不適用・不正な請求を発見し、給付の適正化を図る。	データの見方など、ある程度の知識・技術が必要なうえ、件数も多いため、点検者(担当者)の負担が大きい。	・県主催の介護給付適正化事業に係る市町村実地支援の活用	12	-	-	◎	・国保連のデータを活用して介護報酬の不適用・不正な請求を発見し、給付の適正化を図る。	データの見方など、ある程度の知識・技術が必要なうえ、件数も多いため、点検者(担当者)の負担が大きい。	・県主催の介護給付適正化事業に係る市町村実地支援の活用
医療情報突合・縦覧点検	縦覧点検の実施	全月分点検	12	-	-	〃	〃	〃	12	-	-	◎	〃	〃	〃
医療情報突合・縦覧点検	活用帳票・チェック項目の明確化	医療給付情報突合確認表 算定期間回数制限縦覧 等	-	-	-	〃	〃	〃	-	-	-	◎	〃	〃	〃
その他(介護給付費通知)	その他(介護給付費通知)	利用者全件通知	676	676	100%	・利用状況を本人又は家族に通知し、利用者が受けているサービス内容の周知及びサービス事業者の不正抑止を図る。	・通知するに留まるため、実際にどこまで効果があるのかの把握が困難。	・通知の見方など、給付についての分かりやすい解説文を作成、同封する。	666	666	100%	◎	・利用状況を本人又は家族に通知し、利用者が受けているサービス内容の周知及びサービス事業者の不正抑止を図る。	・通知するに留まるため、実際にどこまで効果があるのかの把握が困難。	・通知の見方など、給付についての分かりやすい解説文を作成、同封する。

多良木町第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価

取組テーマ	取組目標	第7期計画における数値目標	R2年度(2020年度)実績								
			点検件数等(分子)	点検対象件数等(分母)	達成率(%)	達成度合	実施内容	課題(目標の達成状況に関する理由や原因等)	課題に対する改善策(R3(2021)年度以降)		
ケアプラン点検	①課題整理総括表を活用したケアプランの点検	点検率 5%	20	98	20.4%	◎	・新規申請のプラン ・更新申請、区分変更申請で介護度が変更となったプラン	・総括表を活用する事業所に偏りがみられる。 ・C Mによっては既存のケアプラン作成と訪問等業務で忙殺され総括表作成まで至らないという意見もある。	・地域包括支援センターの主任C Mと連携し、課題整理総括表の活用に向けた研修会を継続実施する。 ・地域ケア会議を活用し、課題整理総括表の活用を推奨する。		
ケアプラン点検	②地域ケア会議等を活用したケアプランの点検	点検月数 12月	12 (点検数:155)	-	-	◎	・要支援及び総合事業対象者のケアプラン	・概ね週1回の頻度で毎月会議を開催しており、点検を実施する体制としては目標を達成している。弊害として1回当たりの点検件数が多く、業務負担が大きくなっている。	・入居者一覧等を提出させる等、定期的に入居状況の確認を行い、入居者の介護度や居宅介護支援事業所の把握を行う。		
ケアプラン点検	③サービス付高齢者住宅及び住宅型の有料老人ホーム入居者のケアプランの点検	点検率 5%	10	24	41.7%	◎	・高齢者向け住まい入居者で要介護(支援)認定者のケアプラン	・入居者を随時把握すること、入居者が利用している居宅介護支援事業所の把握が困難。	・入居者一覧等を提出させる等、定期的に入居状況の確認を行い、入居者の介護度や居宅介護支援事業所の把握を行う。		
住宅改修の点検	住宅改修の施行前点検	点検率 100%	38	38	100.0%	◎	・住宅改修の希望があった場合、事前申請書の提出を依頼し、適正な改修が行えるよう現地に町、C M、P T等の専門職合同で事前に点検を行う。	・点検者(担当者)の負担が大きくなる傾向にある(知識・経験が必要なことから、初任者では適切な点検に結びつかないケースがある)。	・過去の事例を用いた検証を行う等の研修の実施(近隣自治体の担当者や包括支援センター職員、C M等との勉強会等)		
住宅改修の点検	専門職による点検体制の構築	点検率 10%	38	38	100.0%	◎	・建築専門職、リハビリテーション専門職による住宅改修の施工前点検を行う。関係者の中に専門職がない場合は町より地域密着リハ等に依頼し点検を行う。	・点検体制が確立されており、概ね目標は達成できている。	・申請があった都度点検を行っており、引き続き専門職と連携して点検を行う。		
医療情報突合・縦覧点検	医療情報突合の実施	全月分点検	12	-	-	◎	・国保連のデータを活用して介護報酬の不適合・不正な請求を発見し、給付の適正化を図る。	データの見方など、ある程度の知識・技術が必要となえ、件数も多いため、点検者(担当者)の負担が大きい。	・県主催の介護給付適正化事業に係る市町村実地支援の活用 ・専門的知識を持った事業者への業務委託		
医療情報突合・縦覧点検	縦覧点検の実施	全月分点検	12	-	-	◎	〃	〃	〃		
医療情報突合・縦覧点検	活用帳票・チェック項目の明確化	医療給付情報突合確認表 算定期間回数制限縦覧 等	-	-	-	◎	〃	〃	〃		
その他(介護給付費通知)	その他(介護給付費通知)	利用者全件通知	643	643	100%	◎	・利用状況を本人又は家族に通知し、利用者が受けているサービス内容の周知及びサービス事業者の不正抑止を図る。	・通知するに留まるため、実際にどこまで効果があるのかの把握が困難。	・通知の見方など、給付についての分かりやすい解説文を作成、同封する。		